

## 令和2年度 品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱

制定 令和3年3月1日 区長決定 要綱第19号

### (目的)

第1条 この要綱は、保育施設等の設置者に対し、保育従事職員のための宿舍の借り上げに係る費用の一部を補助することにより、品川区における保育人材の確保、定着および離職防止を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育施設等 品川区（以下「区」という。）の区域内に存する、国および地方公共団体以外の者が設置し、または運営する次のいずれかに該当する施設または事業をいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（区が設置し、民間事業者が指定管理を行い、または運営を受託したものを含む。以下「認可保育所」という。）

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

ウ 品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年品川区条例第24号。以下「条例」という。）第2章に規定する家庭的保育事業、条例第3章に規定する小規模保育事業、条例第4章に規定する居宅訪問型保育事業および条例第5章に規定する事業所内保育事業

エ 国が定める子育て安心プランの対象となる認可外保育施設

オ 企業主導型保育事業費補助金実施要綱に規定する企業主導型保育事業（地域枠を設定し、区の区域内に居住する児童を受け入れている事業に限る。以下「企業主導型保育事業」という。）

カ 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に規定する認証保育所

キ 東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号）に規定する定期利用保育事業

ク 東京都病児保育事業実施要綱（平成21年9月8日付21福保子保第375号）第4の1または2に規定する病児保育事業（病児対応型、病後児対応型）（区が設置し、民間事業者が運営を受託したものを含む。以下「病児保育事業」という。）

(2) 保育従事職員 保育施設等の設置者（区が設置した認可保育所の指定管理者ならびに区が設置した認可保育所および病児保育事業の受託事業者を含む。以下「設置者」という。）が雇用した施設長、保育士、保育補助者、調理員、看護師等であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号の3の規定により明示された就業の場所が保育施設等であり、かつ、従事すべき業務が保育であること。

- イ 保育施設等に常勤職員（常勤職員以外の者であって、1日の勤務時間が6時間以上で、かつ、1月の勤務日数が20日以上のもを含む。）として勤務していること。
- ウ 保育施設等の経営に携わる法人の役員でないこと。

（補助事業）

第3条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、設置者が実施する、保育従事職員のための宿舍を借り上げる事業とする。

（補助対象施設）

第4条 補助金の交付対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、保育従事職員が入居するための宿舍として、原則として区の区域内で設置者が借り上げている施設とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する施設を除く。

- （1）設置者が所有する施設
- （2）保育施設等から、徒歩で、または自転車もしくは公共交通機関を利用して、通勤時間が1時間以上となる施設

（補助対象職員）

第5条 補助金の交付対象となる職員（以下「補助対象職員」という。）は、設置者が雇用する保育従事職員であって、保育施設等に勤務し、かつ、設置者との間で締結した入居契約等に基づき補助対象施設に入居する保育従事職員とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- （1）平成25年3月31日以前に補助対象施設に入居している者
- （2）補助対象施設に住民票上の住所を有さず、または住民票上の世帯主もしくはこれに準ずる者でない者
- （3）設置者から住居手当等を支給されている者

2 前項に定めるもののほか、企業主導型保育事業の補助対象職員は、保育士であって、設置者が雇用した日から起算して10年以内のものでなければならない。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象施設の借り上げに要した賃借料（補助対象職員を居住させている期間に係るものに限る。）、共益費（管理費）、礼金、更新料その他品川区長（以下「区長」という。）が相当と認める経費（以下「賃借料等」という。）とする。

- 2 設置者が、補助対象職員から賃借料等の一部を徴収している場合は、賃借料等からその徴収額を差し引いた額を補助対象経費とする。
- 3 補助対象経費のうち、補助対象職員を居住させている日数が1か月に満たない場合の賃借料および共益費（管理費）の額にあつては、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算した額（少数点以下を切り捨てるものとする。）とする。ただし、日割り計算された額と実際に支払った賃借料および共益費（管理費）とを比較して、低い額を補助対象経費とする。

- 4 設置者が賃貸借契約の締結時に支払った礼金については、補助対象となった月から当該年度末までの月数で除して得た額（少数点以下を切り捨てるものとする。）を、各月の補助対象経費に計上することができるものとする。
- 5 設置者が賃貸借契約の更新時に支払った更新料については、当該更新に係る月から当該年度末までの月数で除して得た額（少数点以下を切り捨てるものとする。）を、当該更新に係る月から当該年度末までの補助対象経費に計上することができるものとする。
- 6 前各項の規定にかかわらず、企業主導型保育事業にあつては、地域枠において区の区域内に居住する児童を受け入れた当該年度の最初の月から当該年度末までに係る経費を補助対象経費とする。

（補助金の交付額）

第7条 補助金の交付額は、次の表に定める補助基準額と前条の規定により補助対象経費として算出した額とを比較して、いずれか少ない額に同表の補助率を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助基準額（月額）	補助率
一戸当たり 82,000円	8分の7

（補助金の交付申請）

第8条 設置者は、補助対象経費について補助金の交付を受けようとするときは、4月から9月までの前期分および10月から翌年の3月までの後期分について、それぞれ区長が別に定める期日までに、品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付申請書（第1号様式）および品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業対象者一覧（第2号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第9条 区長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは当該決定の内容およびこれに付した条件を品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、補助金を交付しないことと決定したときは品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、速やかに当該申請を行った設置者に通知するものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

- 第10条 区長は、補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の一部もしくは全部を取り消し、または決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができるものとする。
- 2 区長は、前項の規定による取消しまたは変更を行ったときは、その内容を品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付決定取消・変更通知書（第5号様式）により、当該決定に係る設置者に速やかに通知しなければならない。

(承認事項)

第11条 設置者は、次の各号のいずれかに該当する事項が生じた場合は、品川区保育従事職員宿舎借り上げ支援事業補助金補助事業変更・中止・廃止承認申請書（第6号様式）により、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、第1号および第2号に掲げる事項のうち、軽微なものについては、報告をもって代えることができる。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助事業の変更または中止もしくは廃止を承認したときは、その旨を品川区保育従事職員宿舎借り上げ支援事業補助金補助事業変更・中止・廃止承認書（第7号様式）により、当該申請を行った設置者に通知するものとする。

(事故報告等)

第12条 区長は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに設置者をしてその理由その他必要な事項を書面により報告させなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、その状況を調査し、速やかに設置者にその処理について、適切な指示をしなければならない。

(状況報告)

第13条 区長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、設置者をして補助事業の遂行の状況に関し、報告させなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、設置者にその処理について、適切な指示をしなければならない。

(遂行命令等)

第14条 区長は、前2条の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、設置者の行う補助事業が補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、設置者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命じるものとする。

2 区長は、設置者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(補助金の請求)

第15条 設置者は、第9条の規定により交付決定を受けたときは、品川区保育従事職員宿舎借り上げ支援事業補助金請求書（第8号様式）に必要書類を添えて、区長が別に定める期日までに、補助金の支払を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第16条 区長は、前条の規定による請求があった場合は、関係書類を審査し、適当と認めるときは、当該請求に係る補助金を当該請求を行った設置者に対し支払うものとする。

(実績報告)

第17条 設置者は、補助事業が完了したとき、補助金等の交付決定に係る会計年度が終了したときまたは第11条第2項の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、区長が別に定める期日までに、品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金補助事業実績報告書(第9号様式。次条において「実績報告書」という。)により区長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第18条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付額確定通知書(第10号様式)により設置者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第19条 区長は、前条の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、設置者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを、命ずることができる。

2 第17条の規定は、前項の規定による命令により必要な措置をした場合について、準用する。

(決定の取消し)

第20条 区長は、設置者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定内容またはこれに付した条件その他法令またはこの要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 第1項の規定による取消しを行った場合における設置者への通知については、第10条第2項の規定を準用する。

(補助金の返還)

第21条 設置者は、区長が第10条第1項または前条第1項の規定による取消しを行った場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、当該取消しに係る部分の額を区長に返還しなければならない。

- 2 前項の規定は、区長が第11条第2項の規定による補助事業の廃止の承認をした場合について、準用する。
- 3 設置者は、第18条の規定により補助金の交付額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、区長が別に定める期限までに、当該超える部分の額を区長に返還しなければならない。

#### (違約加算金)

第22条 設置者は、前条の規定により補助金の返還（第10条第1項の規定による取消しに係るものを除く。）を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満を除く。）を納付しなければならない。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

#### (違約加算金の計算)

第23条 区長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、設置者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

#### (他の補助金等の一時停止)

第24条 区長は、設置者に対し補助金の返還を命じ、設置者が当該補助金、違約加算金の全部または一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

#### (書類の保存)

第25条 設置者は、補助事業に係る収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、当該会計帳簿および補助事業に係る収支に関する書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間整理保存しなければならない。

#### (消費税仕入控除税額の報告)

第26条 設置者は、補助事業の完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税仕入控除税額」という。）が確定した場合は、品川区保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金消費税仕入控除税額報告書（第11号様式）により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに区長に報告しなければならない。ただし、設置者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合

等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

- 2 設置者は、前項の規定による報告を行った場合において、補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定したときは、当該消費税仕入控除税額を区に返納しなければならない。
- 3 区長は、設置者が第1項の規定により付した条件に違反した場合において、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を区に返還させるものとする。

(準用)

第27条 補助金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則(昭和39年品川区規則第4号)に定めるところによるものとする。

(委任)

第28条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要綱に基づく補助金の交付については、この要綱の適用の日から令和3年3月31日までに設置者が行った宿舍借り上げに係る経費について実施する。